

令和8年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（9日）

招集年月日	令和8年3月5日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和8年 3月 5日午前10時00分				副議長	堀 口 博 志		
	閉 会	令和8年 3月 18日午前10時26分				議 長	岡 田 邦 敏		
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名 不 応 招 0名 出 席 10名 欠 席 0名 欠 員 0名	1	堀 越 健 介	○	○	6	岡 田 邦 敏	○	○	
	2	並 木 一 夫	○	○	7	木 暮 弘 元	○	○	
	3	小 井 土 光 弘	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
	4	大 手 博 幸	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
	5	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	7番	木 暮 弘 元	8番	佐 藤 博					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐 藤 正 明			書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	岩 崎 正 春			福 祉 課 長	市 川 博 生			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	今 井 美 和			
	総 務 課 長	下 山 光 一			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	竹 内 誠			
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫			建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾			
	会 計 課 長	東 間 克 敏			教 育 課 長	荻 野 文 昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件
- 2 第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 第4号議案 下仁田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 5 第5号議案 下仁田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 6 第6号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 第7号議案 下仁田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 第8号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 第10号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 第12号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 第13号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 第14号議案 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 15 第15号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 第16号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第18号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 令和7年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第2号）
- 16 第21号議案 令和8年度下仁田町一般会計予算
- 第22号議案 令和8年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第23号議案 令和8年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算

- 第24号議案 令和8年度下仁田町介護保険特別会計予算
第25号議案 令和8年度下仁田町水道事業会計予算
第26号議案 令和8年度下仁田町浄化槽事業会計予算
17 陳情第1号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を
求める意見書提出を求める陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和8年3月9日 午前 9時59分

- 議長 岡田邦敏 皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
ここで暫時休憩いたします。
休 憩 午前10時00分
再 開 午前10時18分
○議長 岡田邦敏 それでは、休憩を解いて再開したいと思います。よろしくお願
いします。
-

- 議長 岡田邦敏 日程第1、報告第1号 議員派遣の件。
会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとお
り、閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。
-

- 議長 岡田邦敏 次に、日程第2、第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員
会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。
総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

- 総務課長 下山光一 命によりまして、第3号議案につきましてご説明いたしま
す。

第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方
税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、佐藤亘。住所、生年月日は記載のとおりです。任期、令和8年
3月23日から令和11年3月22日まで。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、神戸俊氏が令和8年3月22日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。第3号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 ご異議ないものと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、諮問第1号につきましてご説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、並木文子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、小井土健一氏が令和8年6月30日任期満了となるためでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、これより諮問に対する意見を求めます。意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 なければ適任ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、適任という意見を付することに決定いたしました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第4、第4号議案 下仁田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第4号議案についてご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について。

下仁田町災害弔慰金の支給等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由、群馬県市町村総合事務組合が行っている災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理が、令和8年3月31日をもって取りやめになることから、今後は各市町村で条例を制定し、制度を運用していくことになるためでございます。

なお、別紙の制定内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第5、第5号議案 下仁田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第5号議案につきましてご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

下仁田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準は条例で定める事項とされ、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、所要の条例制定を行うためでございます。

なお、別紙の制定内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第6、第6号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第6号議案につきましてご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、条例で規定する分掌事務の一部を改正し、事務の効率化を図るためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしました

ので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第7、第7号議案 下仁田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第7号議案につきましてご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、福祉医療費支給事務において、利用可能とする特定個人情報の範囲を見直した結果、特定個人情報を追加する必要性が判明したためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第7号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第8、第8号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第8号議案につきましてご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に基づく所定の給与関係条例の改正の必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第8号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 举手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第9、第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第9号議案につきましてご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、令和7年人事院勧告に伴う給与条例の改正に伴い、本条例の字句及び条ずれの改正の必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 岡田邦敏 举手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第10、第10号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第10号議案につきましてご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、人事院規則の改正に伴い、本条例に一部改正の必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第11、第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第11号議案につきましてご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定し

たいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、令和8年1月15日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第12、第12号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(竹内誠商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 竹内誠 命によりまして、第12号議案につきましてご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、群馬県では、小口資金融資の返済負担軽減策として実施している借換制度について、各自治体に同様の措置を講じるよう協力を求めていることから、群馬県小口資金融資促進制度要綱で定める対象期

間とするためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第13、第13号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第13号議案につきましてご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、地方自治法の規定により、基準等について明記する必要があったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第14、第14号議案 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。企画課長

(神戸領栄企画課長 登壇)

○企画課長 神戸領栄 命によりまして、第14号議案につきましてご説明申し上げます。

第14号議案 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

富岡市と令和3年6月28日に締結した「甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定」の一部を変更する協定を締結することについて、下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定について、圏域内における新規施策の推進に当たり、連携施策の一層の充実及び強化を図ることを目的に同協定の一部を変更する必要性が生じたためでございます。

別紙の協定の一部変更内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 岡田邦敏 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 岡田邦敏 挙手全員です。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第15、第15号議案から第20号議案までを一括議題とし、第15号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)から、順次説明をお願いします。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第15号議案をご説明申し上げます。

第15号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)。

令和7年度下仁田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億360万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

1款町税23万2,000円。

13款分担金及び負担金11万9,000円の減。

15款国庫支出金138万6,000円。

16 款県支出金 840 万 9,000 円の減。

18 款寄附金 400 万円。

19 款繰入金 4,016 万 3,000 円の減。

21 款諸収入 42 万 4,000 円。

22 款町債 4,270 万円。

歳入合計 64 億 355 万円に 5 万 1,000 円を追加し、64 億 360 万 1,000 円としたいとするものです。

続いて、歳出です。

1 款議会費 500 万円の減。

2 款総務費 6,585 万 4,000 円。

3 款民生費 473 万 3,000 円の減。

4 款衛生費 518 万 3,000 円の減。

6 款農林水産業費 1,698 万 6,000 円の減。

7 款商工費 2,079 万 9,000 円の減。

8 款土木費 495 万円。

9 款消防費 3,450 万円。

10 款教育費 5,255 万 2,000 円の減。

4 ページをお願いいたします。

歳出合計 64 億 355 万円に 5 万 1,000 円を追加し、64 億 360 万 1,000 円としたいとするものです。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正（追加）です。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、過疎道路（基幹）整備 4,358 万 5,000 円、橋梁維持管理事業 3,997 万 6,000 円、3 項河川費、河川改良費 2,090 万円。

9 款消防費、1 項消防費、消防施設設備 3,450 万円。

10 款教育費、2 項小学校費、学校管理費 3,524 万 4,000 円、3 項中学校費、学校管理費 6,169 万 4,000 円を繰越ししたいとするものです。

変更でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費で企画調整費を補正前 1 億 8,710 万円から、補正後 2 億 260 万 2,000 円に変更しております。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は、過疎対策事業で、限度額2億2,900万円に9,530万円を追加し、限度額を3億2,430万円に。

公営住宅建設事業債は、690万円を全額減額し、ゼロ円に。

緊急防災・減災事業債は、4億1,630万円から4,590万円を減額し、3億7,040万円に。

緊急自然災害防止対策事業債は、6,230万円から140万円を減額し、6,090万円に。

デジタル活用推進事業債は、70万円に160万円を追加し、230万円にしたいとするものです。

なお、起債の方法、償還の方法については、補正前と同じですが、利率につきましては、年3.0%以内から年5.0%以内に変更をしております。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、9ページからの2、歳入、13ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 以上で一般会計分の説明が終了しました。

ここで暫時休憩します。

再開を11時10分を予定しています。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○議長 岡田邦敏 それでは、休憩を解いて再開いたします。

続いて、第16号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第17号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第18号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを福祉課長に説明を求めます。福祉課長

（市川博生福祉課長 登壇）

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第16号議案から第18号議案までにつきましてご説明申し上げます。

第16号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,711万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,206万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税704万円。

3款国庫支出金89万4,000円。

4款県支出金7,216万9,000円の減。

5款財産収入4万8,000円。

6款繰入金1,201万2,000円の減。

8款諸収入908万7,000円。

歳入合計9億7,917万9,000円から6,711万2,000円を減額し、9億1,206万7,000円としたいとするものです。

次に、3ページ、歳出でございます。

1款総務費88万円。

2款保険給付費7,151万2,000円の減。

5款保健事業費16万円の減。

6款基金積立金4万8,000円。

8款諸支出金804万3,000円。

9款予備費441万1,000円の減。

歳出合計9億7,917万9,000円から6,711万2,000円を減額し、9億1,206万7,000円としたいとするものです。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます。

6ページからの2、歳入、9ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明さしあげておりますので、省略させていただきます。

次に、第17号議案をお願いいたします。

第17号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,069万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料996万6,000円。

3款繰入金629万円の減。

5款諸収入171万1,000円。

歳入合計1億8,530万5,000円に538万7,000円を追加し、1億9,069万2,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

3款後期高齢者医療広域連合納付金367万2,000円。

6款予備費171万5,000円。

歳出合計1億8,530万5,000円に538万7,000円を追加し、1億9,069万2,000円としたいとするものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2、歳入、5ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明さしあげておりますので、省略させていただきます。

次に、第18号議案をお願いいたします。

第18号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,644万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

7款繰入金77万円。

歳入合計14億5,567万2,000円に77万円を追加し、14億5,644万2,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

1款総務費77万円。

歳出合計14億5,567万2,000円に77万円を追加し、14億5,644万2,000円としたいとするものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2、歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

以上となりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 次に、第19号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）、第20号議案 令和7年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第2号）について建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長（鈴木昌吾建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第19号議案、第20号議案をご説明申し上げます。

第19号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）。
総則。

第1条、令和7年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、令和7年度水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、「資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額6,774万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,974万3,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額592万5,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額599万円」に、「当年度分損益勘定留保資金4,834万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金4,313万5,000円」に、「減債積立金1,347万2,000円」を「減債積立金に対し不足する額1,861万8,000円、建設改良積立金200万円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入1億2,915万円。200万円の減。1億2,715万円。

企業債。

第3条、予算第5条（企業債）表中、「限度額5,750万円」を「限度額5,550万円」に、「利率年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」を「利率年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」に改める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、次ページの実施計画書以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第20号議案をご説明申し上げます。

第20号議案 令和7年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度下仁田町浄化槽事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度下仁田町浄化槽事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第1款浄化槽事業収益5,731万円。11万6,000円の減。5,719万4,000円。

支出。

第1款浄化槽事業費用5,731万円。189万3,000円の減。5,541万7,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文を「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額287万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額287万9,000円で補てんするものとする。）。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入6,608万7,000円。494万8,000円の減。6,113万9,000円。

支出。

第1款資本的支出6,231万6,000円。170万2,000円の増。6,401万8,000円。

企業債。

第4条、予算第5条（企業債）表中、「限度額2,880万円」を「限度額2,850万円」に、「利率年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」を「利率年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」に改める。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、次ページの実施計画書以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 岡田邦敏 提案説明が終わりましたので、第15号議案から第20号議案

までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べてください。あらかじめお願いをしておきたいと思います。

それでは、質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結し、第15号議案から第20号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第16、第21号議案から第26号議案までを一括議題といたしまして、まず、第21号議案 令和8年度下仁田町一般会計予算から順次説明をお願いしたいと思います。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第21号議案をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第21号議案 令和8年度下仁田町一般会計予算。

令和8年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億4,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算ですが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款町税7億5,713万9,000円。

2款地方譲与税9,685万3,000円。

3款利子割交付金60万円。

4款配当割交付金334万円。

5款株式等譲渡所得割交付金245万円。

6款法人事業税交付金1,500万円。

7款地方消費税交付金1億6,400万円。

8款ゴルフ場利用税交付金1,200万円。

9款環境性能割交付金700万円。

10款地方特例交付金100万2,000円。

11款地方交付税26億5,000万円。

12款交通安全対策特別交付金95万円。

13款分担金及び負担金1,800万9,000円。

14款使用料及び手数料3,990万8,000円。

15款国庫支出金3億4,220万5,000円。

16款県支出金3億5,613万8,000円。

17款財産収入1,701万9,000円。

18款寄附金9,733万2,000円。

4ページをお願いいたします。

19款繰入金5億6,068万2,000円。

20款繰越金1,000万円。

2 1 款諸収入 8, 7 6 7 万 3, 0 0 0 円。

2 2 款町債 3 億 6 7 0 万円。

歳入合計 5 5 億 4, 6 0 0 万円にしたいとします。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費 7, 3 5 6 万 9, 0 0 0 円。

2 款総務費 1 1 億 7 3 万 4, 0 0 0 円。

3 款民生費 1 1 億 3, 9 1 4 万 1, 0 0 0 円。

4 款衛生費 8 億 4, 8 7 4 万 6, 0 0 0 円。

5 款労働費 7 3 万 5, 0 0 0 円。

6 款農林水産業費 3 億 5, 5 3 6 万 2, 0 0 0 円。

7 款商工費 1 億 4, 6 8 8 万 4, 0 0 0 円。

8 款土木費 3 億 5, 6 0 4 万 7, 0 0 0 円。

6 ページをお願いいたします。

9 款消防費 3 億 1, 0 2 1 万 3, 0 0 0 円。

1 0 款教育費 5 億 4, 2 8 5 万 9, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費 1 万 1, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 6 億 5, 9 6 4 万 6, 0 0 0 円。

1 3 款諸支出金 2 0 5 万 3, 0 0 0 円。

1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円。

歳出合計 5 5 億 4, 6 0 0 万円にしたいとします。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為です。

事項につきましては、下仁田町テレワークオフィス管理業務に関する協定書で、期間を令和 9 年度から令和 1 1 年度までとし、限度額を 3 0 0 万円にしたいとします。

第 3 表、地方債です。

起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 1 億 5, 7 1 0 万円、過疎対策事業債ソフト事業分 5, 3 9 0 万円、公営住宅建設事業債 7 3 0 万円、脱炭素化推進事業債 1, 2 0 0 万円、緊急防災・減災事業債 6, 5 8 0 万円、緊急自然災害防止対策事業債 1, 0 6 0 万円、限度額計は 3 億 6 7 0 万円で、起債の方法は証書借入れ、または証券発行、利率は年 5. 0 % 以内とし、償還の方法は借入れ先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすること

ができるとしたいとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、10ページからの2、歳入、27ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 岡田邦敏 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続きまして、第22号議案 令和8年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第23号議案 令和8年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第24号議案 令和8年度下仁田町介護保険特別会計予算について、福祉課長に説明を求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第22号議案から第24号議案につきましてご説明申し上げます。

165ページをお願いいたします。

第22号議案 令和8年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,280万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

166ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税1億3,983万3,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金352万3,000円。

4款県支出金7億2,992万円。

5款財産収入1万円。

6款繰入金6,924万6,000円。

7款繰越金1,000円。

8款諸収入26万6,000円。

歳入合計9億4,280万円としたいとするものです。

167ページをお願いします。

次に、歳出です。

1款総務費1,186万8,000円。

2款保険給付費6億9,785万7,000円。

3款国民健康保険事業費納付金2億1,040万3,000円。

4款財政安定化基金拠出金1,000円。

5款保健事業費1,651万4,000円。

6款基金積立金1万円。

7款公債費3,000円。

168ページをお願いします。

8款諸支出金114万4,000円。

9款予備費500万円。

歳出合計を9億4,280万円としたいとするものです。

169ページをお願いします。

歳入歳出予算別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます。

171ページからの2、歳入及び176ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明さしあげておりますので、省略させていただきます。

以上が令和8年度下仁田町国民健康保険特別会計予算です。

次に、189ページをお願いします。

第23号議案 令和8年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億941万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

190ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1億3,450万3,000円。

2款使用料及び手数料2,000円。

3款広域連合支出金326万円。

4款繰入金6,355万9,000円。

5款繰越金1,000円。

6款諸収入809万円。

歳入合計2億941万5,000円としたいとするものです。

191ページをお願いします。

次に、歳出です。

1款総務費257万2,000円。

2款保険事業費1,249万3,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,319万8,000円。

4款諸支出金15万1,000円。

5款公債費1,000円。

6款予備費100万円。

歳出合計を2億941万5,000円としたいとするものです。

192ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略させていただきます。193ページからの歳入及び196ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上が令和8年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算となります。

次に、201ページをお願いいたします。

第24号議案 令和8年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和8年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,131万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第3号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

202ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款保険料2億999万6,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3 款国庫支出金 3 億 7, 6 4 1 万 4, 0 0 0 円。

4 款支払基金交付金 3 億 7, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円。

5 款県支出金 2 億 8 9 4 万円。

6 款財産収入 3 万 6, 0 0 0 円。

7 款繰入金 2 億 4, 3 2 0 万 9, 0 0 0 円。

8 款繰越金 1, 0 0 0 円。

2 0 3 ページをお願いします。

9 款諸収入 1 3 6 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計を 1 4 億 1, 1 3 1 万円としたいとするものです。

次に、2 0 4 ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 1, 8 3 1 万 6, 0 0 0 円。

2 款保険給付費 1 2 億 8, 8 1 0 万 4, 0 0 0 円。

3 款財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円。

4 款基金積立金 3 万 6, 0 0 0 円。

5 款地域支援事業費 1 億 1 8 4 万 8, 0 0 0 円。

6 款公債費 1, 0 0 0 円。

7 款諸支出金 4, 0 0 0 円。

8 款予備費 3 0 0 万円。

歳出合計を 1 4 億 1, 1 3 1 万円としたいとするものです。

2 0 6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略させていただきます。2 0 8 ページからの 2、歳入、2 1 3 ページからの歳出につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

以上が令和 8 年度下仁田町介護保険特別会計予算となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 岡田邦敏 次に、第 2 5 号議案 令和 8 年度下仁田町水道事業会計予算及び第 2 6 号議案 令和 8 年度下仁田町浄化槽事業会計予算について、建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長
(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第 2 5 号議案、第 2 6 号議案をご説明申し上げます。

2 3 3 ページをお願いいたします。

第25号議案 令和8年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度下仁田町水道事業会計の予算額は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数3,199戸。2、年間給水量77万7,504m³。3、1日平均給水量2,130m³。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億5,384万7,000円。第1項営業収益1億7,929万8,000円。第2項営業外収益7,454万8,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億5,384万7,000円。第1項営業費用2億4,712万5,000円。第2項営業外費用621万9,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

234ページお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,324万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額585万9,000円、当年度分損益勘定留保資金4,752万9,000円、減債積立金985万2,000円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入1億1,353万円。第1項企業債5,040万円。第2項出資金2,582万4,000円。第3項国庫補助金1,434万7,000円。第4項他会計補助金1,897万1,000円。第5項他会計負担金398万8,000円。

支出。

第1款資本的支出1億7,677万円。第1項建設改良費9,180万8,000円。第2項企業債償還金8,496万2,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、浄水場施設工事及び配水本管布設替工事、限度額5,040万円、起債の方法、証書借入、利率年5.0%以内、償還の方法、借入先の融資の条件による。

235ページをお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費3,381万4,000円。

他会計からの補助金。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債、過疎債の元利償還等、児童手当に要する経費及び施設維持管理費等のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,476万9,000円である。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産購入限度額は、445万8,000円と定める。

236ページをお願いいたします。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、小坂地区（滑～二岩方面）水道本管布設替工事、数量、L=150.0m、PE径150mm、L=4.7m、PE径75mm、橋梁L=24.7m、名称、国道254号（役場前～下町）水道本管布設替工事、数量、L=227.0m、PE径150mm、L=1.3m、DIP径250、200mm。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、237ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で

ご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、予算書269ページをお願いいたします。

第26号議案 令和8年度下仁田町浄化槽事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度下仁田町浄化槽事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、浄化槽設置基数563基。2、主要な建設改良事業、イ、浄化槽設置工事30基。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款浄化槽事業収益6,011万9,000円。第1項営業収益2,895万2,000円。第2項営業外収益3,116万6,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款浄化槽事業費用6,011万9,000円。第1項営業費用5,758万5,000円。第2項営業外費用153万3,000円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費100万円。

270ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入が資本的支出額に対し不足する額22万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万9,000円で補てんするものとする。)

収入。

第1款資本的収入4,712万8,000円。第1項企業債1,790万円。第2項分担金及び負担金495万円。第3項国庫支出金723万7,000円。第4項県支出金425万1,000円。第5項基金繰入金50万7,000円。第6項出資金843万円。第7項他会計補助金385万3,000円。

支出。

第1款資本的支出4,735万7,000円。第1項建設改良費3,466万円。第2項企業債償還金1,269万7,000円。

271ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、浄化槽設置工事、限度額1,790万円、起債の方法、証書借入、利率年5.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款浄化槽事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

他会計からの補助金。

第8条、企業債等の元利償還及び施設維持管理費等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,147万8,000円である。

令和8年3月5日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、272ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 岡田邦敏 なお、12時回りましたけれども、このまま続けさせていただきますが、よろしく申し上げます。

提案説明が終わりましたので、第21号議案から第26号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いしておきます。

それでは、質疑をお願いします。佐藤博君

○8番 佐藤博 第21号議案 令和8年度下仁田町一般会計予算の中の101ページ、一番下段にあります町単独補助交付金、下仁田町観光協会補助金の1,350万円でございます。過日から大変質疑がございました。新年度の中での予算、これに対する内訳をまず聞かせていただきたい。

○議長 岡田邦敏 商工観光課長

○商工観光課長 竹内誠 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

下仁田町観光協会補助金1,350万円の内訳でございますが、活動費といたしまして850万円、事務局長費、人件費といたしまして500万円、

合わせて1, 350万円を計上しているところでございます。

○議長 岡田邦敏 佐藤博君

○8番 佐藤博 運営費の850万円、事務局長費の500万円、こういうことでよろしいですね。確認です。よろしいですね。

○商工観光課長 竹内誠 はい。

○8番 佐藤博 町長にちょっと質問させていただきますが、1年間を通じて観光協会が大変な事業を組みながら運営をされているわけでありましてけれども、協会も困らないように手だてをして、見ていただきたいなというふうに思いながらもいるところでございます。

この予算は、運営費と局長の設置費だということでございますので、これで足りるものかどうか私には分かりませんが、観光協会の事業に対する報告、連絡、相談、俗に報連相と言われますけれども、この辺のことを密にしながら、しっかりとした対応がしていただけるような指導を願いたいと思います。一言答弁をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 岡田邦敏 町長

○町長 岩崎正春 ただいま佐藤議員の質問に対して、今後もいろんな事業が観光協会のほうでは法人がありますので組まれると思います。そういうふうな内容についてもよく連携しながら、また、事業等は具体的に個別について相談があれば、応じてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 岡田邦敏 よろしいですか。

○8番 佐藤博 はい。

○議長 岡田邦敏 ほかに質疑はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 岡田邦敏 質疑がないようですので、質疑を終結し、第21号議案から第26号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 岡田邦敏 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することを決定いたします。

○議長 岡田邦敏 次に、日程第17、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 mRNAワクチン（レプリコ

ンワクチンを含む) 接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 岡田邦敏 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
大変お世話になりました。ありがとうございました。

散 会 令和8年3月9日 午後 0時09分